

## 太田市外からの一般廃棄物の搬入に係る事前協議実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般廃棄物の適正処理を促進し、もって生活環境の保全を図るため、本市以外の市町村（以下「排出自治体」という。）から廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第4条第9号イの規定による通知を受けた場合に、本市に所在する一般廃棄物の処理施設に一般廃棄物を搬入することに係る事前協議（以下「事前協議」という。）を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項の一般廃棄物をいう。
- (2) 処理施設 法第8条第1項の規定により許可を受けた同項の一般廃棄物処理施設のうち、ごみ処理施設をいう。

(事前協議)

第3条 市長は、排出自治体から令第4条第9号イの通知を受けた場合は、当該排出自治体と事前協議を行うものとする。

2 事前協議を行う排出自治体は、一般廃棄物搬入（新規・変更）事前協議書（様式第1号。以下「協議書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法第6条の一般廃棄物（ごみ）処理計画
- (2) 搬入する一般廃棄物に関する事業計画（一般廃棄物の種類、排出計画、収集運搬計画、搬入経路等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 排出自治体は、事前協議の終了後、協議書の記載事項の変更をしようとする場合は、再度事前協議を行わなければならない。ただし、協議書の記載事項の変更について、搬入量の変更にあつては10パーセント以上の増加でない場合及びその他の変更にあつては軽微であると市長が認める場合は、この限りでない。

(事前協議の審査基準)

第4条 市長は、協議書の提出を受けた場合は、速やかに審査を行い、次の各号のいずれにも該当する場合は、事前協議に係る内容を承認するものとする。

- (1) 本市に所在する一般廃棄物の処理施設で排出自治体の一般廃棄物を搬入することが必要であると客観的に認められること。
- (2) 市の一般廃棄物処理実施計画に適合していること。
- (3) 市内の生活環境の保全上、支障を生じないことが認められること。

(事前協議結果に係る通知)

第5条 市長は、前条の規定による審査の結果、事前協議に係る内容を承認した場合は、協議書を受けた日から起算して30日以内に、一般廃棄物搬入承認通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）を排出自治体に交付するものとする。この場合において、一般廃棄物の搬入の承認に係る期間は、当該

年度の末日までとする。

- 2 前条の規定による審査の結果、事前協議に係る内容を承認しなかった場合は、協議書を受けた日から起算して30日以内に、その旨を排出自治体に連絡するものとする。

(廃棄物処理実績の報告)

第6条 通知書の交付を受けた排出自治体は、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じて一般廃棄物の搬入量を集計し、それぞれ当該右欄に掲げる期限までに一般廃棄物処理実績報告書(様式第3号)により、市長に報告しなければならない。

期間の区分	期限
4月分から6月分まで	7月31日
7月分から9月分まで	10月31日
10月分から12月分まで	1月31日
1月分から3月分まで	4月30日

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。